

2. 追加の提出を求める事項⑨

(参考)

「しらせ」搭載諸装置等

装置	装置の概要
汚物処理装置	便器から流れてくる「し尿」及び洗浄水からなる汚物水を、汚物処理槽内で沈殿及び微生物によって酸化浄化して、処理後の汚水はそのまま舷外に放流できる装置
液体廃棄物処理装置	艦内で発生する食器洗浄廃水及びディスポーザで処理された食物くず及び残飯を生物学的に処理し、浄化排水する装置
生活排水処理装置	海外寄港地での排出規制に対応するため一時的に艦内に貯留する装置
生ゴミ処理機	生ごみを微生物群で発酵、分解処理によって、減容率(質量比)約1/5に減容する装置
焼却炉	廃油(スラッジ)、固形物などを高温(約1200℃)で焼却する装置
缶選別圧縮機	スチール缶、アルミ缶を減容率約1/5にして、ローラーによって選別して保管する装置
ビン・ガラス類破砕機	ガラス製の空きビンを破砕して減容し保管する装置
プラスチック類・ポリ塩化類圧縮機	銅板製で小ドアからプラスチック類・ポリ塩化類を投入し、油圧ユニット、油圧シリンダにてピストンと底板で圧縮して保管する装置
発泡プラスチック類減容機	銅板製で上部から発泡プラスチック類を投入し、減速機付電動機でスクリー回転させて、処理物を破砕圧縮し、及び熔融させることによって、約1/25の体積に減容する装置

2. 追加の提出を求める事項⑩

⑩南極条約および環境保護議定書ならびに国内法令により義務づけられている措置の遵守について、対応状況（個別事業についての環境影響評価手続きの実施経緯、法令により義務づけられている組織管理・担当者配置を含む）との対比がわかる資料。

義務づけられている措置等		対応状況
南極条約、環境保護に関する南極条約議定書 (南極条約特別協議国会議により採択)	南極地域の環境の保護に関する法律（環境省所管）	
<p><南極条約> 第7条 5 各締約国は、この条約がその国について効力を生じた時に、他の締約国に対し、次のことについて通報し、その後は、事前に通告を行なう。 (a) 自国の船舶又は国民が参加する南極地域向けの又は同地域にあるすべての探検隊及び自国の領域内で組織され、又は同領域から出発するすべての探検隊 (b) 自国の国民が占拠する南極地域におけるすべての基地 (c) 第1条2に定める条件に従って南極地域に送り込むための軍の要員又は備品</p>	—	外務省では文部科学省および環境省の南極地域活動計画を取りまとめ、電子情報交換システム(EIES)により南極条約締約国に対し通報、事前通報を行っている。
<p><環境保護に関する南極条約議定書> 第17条 締約国による年次報告 1 各締約国は、この議定書の実施のためにとった措置を毎年報告する。その報告書には、第13条3の規定に従って行われる通報、第15条の規定に従って作成される緊急時計画並びにこの議定書に従って必要とされる他のすべての通告及び通報であって情報の送付及び交換に関し他に規定がないものを含める。 2 1の規定に従って作成される報告書は、すべての締約国及び委員会に送付され、並びに次の南極集約協議国会議で審議されるものとし、更に、当該報告書は、一般に利用可能なものとする。</p>	—	外務省では文部科学省および環境省の報告を取りまとめ、電子情報交換システム(EIES)によりすべての南極条約締約国及び委員会に対し年次報告を行っている。

2. 追加の提出を求める事項⑩

義務づけられている措置等		対応状況
南極条約、環境保護に関する南極条約議定書 (南極条約特別協議国会議により採択)	南極地域の環境の保護に関する法律 (環境省所管)	
<p><環境保護に関する南極条約議定書> 第8条 環境影響評価 1 2に規定する活動が計画される場合には、当該活動は、次のいずれの影響を及ぼすと判断されるかに応じ、南極の環境又はこれに依存し若しくは関連する生態系に及ぼす影響についての事前の評価のための手続であって附属書IIに規定するものに従うものとする。 (a) 軽微な又は一時的な影響を下回る影響 (b) 軽微な又は一時的な影響 (c) 軽微な又は一時的な影響を上回る影響</p> <p>2 各締約国は、附属書IIに規定する評価の手続が、南極条約地域において科学的調査の計画に基づき実施されるすべての活動、同地域における観光並びに政府及び非政府の他のすべての活動であって、南極条約第七条5の規定に従い事前の通告を必要とするもの(関連する後方支援活動を含む。)に関する決定に至るまでの立案過程において適用されることを確保する。</p> <p>附属書I 環境影響評価 第2条 初期の環境評価書 1 活動の影響が軽微な若しくは一時的な影響を下回ると判断されている場合又は次条の規定に従い包括的な環境評価書が作成されている場合を除くほか、初期の環境評価書を作成する。</p> <p>第3条 包括的な環境評価書 1 計画された活動の影響が軽微な又は一時的な影響を上回るおそれがあることを初期の環境評価書が示す場合又はその他の方法によりその旨の判断が行われる場合には、包括的な環境評価書を作成する。</p>	<p>(確認に係る南極地域活動以外の南極地域活動の制限) 第5条 何人も、南極地域においては、第7条第1項各号に掲げる要件に該当する旨の環境大臣の確認(次項を除き、以下単に「確認」という。)を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動以外の南極地域活動をしてはならない。ただし特定活動についてはこの限りでない。</p> <p>(南極地域活動計画の申請) 第6条 南極地域活動計画の確認についての申請(以下この条から第10条までにおいて単に「申請」という。)は、当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動を主宰しようとする者が次に掲げる事項を記載した申請書(以下単に「申請書」という。)を環境大臣に提出して行わなければならない。</p> <p>(行為者証の交付) 第11条 申請書を提出した時に第6条第1項第四号又は第七号に規定する氏名が確定していなかった場合には、申請者又は主宰者は、南極地域活動計画に含まれる南極地域活動が開始される日(当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動が2以上である場合にあっては、それらが開始される日のいずれか早い日。以下この条において「計画開始日」という。)の30日前までに、当該氏名を確定し、これを環境大臣に届け出なければならない。</p> <p>5 環境大臣は、主宰者から申請があったときは、環境省令で定めるところにより、当該主宰者に対し、その者の主宰する南極地域活動の行為者について、その南極地域活動が確認を受けた南極地域活動計画に含まれるものであることを証明する行為者証の交付をするものとする。</p> <p>7. 確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の行為者は、南極地域において、第5項の行為者証を携帯しなければならない。</p> <p>(報告徴収) 第21条 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主宰者又は南極地域において行為をする者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。</p> <p>(立入検査) 第22条 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、南極地域にある建築物、日本船舶若しくは日本航空機で前条に規定する者が管理するものに立ち入らせ、車両、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。 2 議定書第14条2に規定する監視員は、議定書で定める範囲内で、南極地域にある建築物、船舶若しくは航空機で前条に規定する者が管理するものに立ち入り、車両、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。 3 第1項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 4 第1項の規定による権限は犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	<p>我が国では、議定書の批准を担保するための国内法として「南極地域の環境の保護に関する法律」が制定されている。</p> <p>環境影響評価については、法第5条に規程されている環境大臣による南極地域活動計画の確認により担保されている。</p> <p>具体的には、南極地域観測実施計画に基づき、南極地域活動計画確認申請書を南極地域観測統合推進本部長(文部科学大臣)から環境大臣に申請し、職員による審査を経て、専門家から構成される南極地域活動計画確認検討委員会において、初期的環境評価又は包括的環境影響評価について審議されたうえで、環境大臣からの確認が行われ、南極地域観測統合推進本部長に通知される。</p> <p>南極地域観測統合推進本部長(文部科学大臣)は、行為者証の交付を受けるため、当該者氏名や制限行為等(鉱物資源活動、南極特別保護地区の立入他)を環境省大臣に届け出る。</p> <p>環境大臣は南極地域観測統合推進本部長(文部科学大臣)からの申請を受けて行為者証を交付する。 南極地域観測統合推進本部長は南極地域で活動する観測隊員に行為者証を携帯させている。</p> <p>環境大臣は、日本南極地域観測隊にほぼ隔年で職員を派遣し、南極環境保護法の遵守状況を確認している。</p>

3. 再追加

(2) 第Ⅶ期における以下の項目の各年次の推移について実績を示していただきたい。

- ・「大学院学生の募集による研究活動」について、募集学校数(総研大をはじめ、何校に声を掛けたのか)、応募学校数、参加人数
- ・「南極教室」について、実施回数

大学院学生の観測隊への参加人数

区分	大学数	学生
48次(H18～H19)	2	2
49次(H19～H20)	1	4
50次(H20～H21)	1	1
51次(H21～H22)	4	4

大学院学生の公募はしていないため、募集学校数は示せない

南極教室の開催実績

区分	実施回数
48次(H18～H19)	50
49次(H19～H20)	39
50次(H20～H21)	36
51次(H21～H22)	28
52次(H22～H23)	32

3. 再追加

(2) 第Ⅶ期における以下の項目の各年次の推移について実績を示していただきたい。

- ・「教員南極派遣プログラム」について、参加学校数、教員数
- ・「中高生南極北極科学コンテスト」について、応募学校数、提案件数

教員南極派遣プログラム

区分	参加校数	教員数	(参考)参加校
51次(H21)	4	2	奈良県立奈良高等学校※、習志野市立大久保小学校※、立川市教育委員会、日本科学未来館
52次(H22)	4	2	北海道登別明日中等教育学校※、旭川市旭山動物園、高知県立高知小津高等学校※、立川市教育委員会
53次(H23)	8	2	関西大学第一中学校※、関西大学北陽中学校、関西大学中等部、吹田市内中学校、仙台高等学校※、仙台青陵中等学校、仙台市立中野小学校、仙台市立中野栄小学校

・本プログラムは、H21年度より開始したもの

・※は、教員の所属元、

中高生南極北極科学コンテスト

区分	応募総数	応募校数	内訳		
			中学校	高等学校	中等教育学校
H16/第1回	62	24	9	12	3
H17/第2回	25	15	5	9	1
H18/第3回	115	21	7	12	2
H19/第4回	35	15	7	7	1
H20/第5回	49	31	10	19	2
H21/第6回	128	32	17	12	3
H22/第7回	115	25	17	8	0
H23/第8回	350	48	28	18	2

3. 再追加

(3) 後継船と後継機の予算増減の主な理由について示していただきたい。

後継船の建造費は、当初399億円が、376億円。

後継機の購入費は、当初120億円が、126億円。

となっています。この予算増減の主な理由を教えてください。

後継船は、SUSクラッド鋼の使用による予算減でしょうか。

後継機の予算増の主な理由は何でしょうか。

後継船の建造費は、当初399億円が、376億円。

- ・要求時の設計案から実施設計になった際に設計が変更になったため

要求時の設計案と現「しらせ」の概要における主な違い

項目	要求時の設計案	現「しらせ」
全長	146m	134m
水線間長	135m	124m

後継機の購入費は、当初120億円が、126億円。

- ・後継機であるCH-101は、外国製であるため、契約及び精算時のレート等に影響を受けたため

3. 再追加

後継船の建造や後継機の調達について能力やコスト等の面からの事業終了時の評価は行われていますでしょうか。
(外部評価書には、性能やコストに関する記載は内容がないように見受けられます。)

- 評価が行われているのであれば、どこで行われているのか、評価委員の構成、評価結果を教えてください。
- 評価が行われていないのであれば、何故、行われていないのか教えてください。

- ・防衛省が技術審査等により所期の性能を有していると判断した上で、就役させたもの
- ・防衛省は、処女航海である51次行動において、砕氷能力の試験を行い、その結果を輸送問題調査会議および本部総会に報告した。なお、輸送実施状況については、「しらせ」帰国後、防衛省より同調査会議および本部総会へ毎年報告している。